

## 生活習慣病予防健診等実施機関の募集について

全国健康保険協会管掌健康保険に加入する被保険者を対象とした、生活習慣病予防健診等の実施機関を下記のとおり募集します。

### 記

#### 1. 委託業務概要

全国健康保険協会における被保険者に対する生活習慣病予防健診等を委託して行うもので、「全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等実施要綱」等を基本とします。

#### 2. 委託契約

委託契約は、全国健康保険協会千葉支部と選定基準を満たした健診機関との間に、「全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等業務委託契約書」を締結します。

#### 3. 委託期間

契約締結日～当該年度の3月31日までとします。

※毎年度、契約更新にあたっての申請が必要となります。

#### 4. 健診実施機関の選定基準

- ①全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等実施要綱によるほか、当協会が定める「健診実施機関の選定基準」を満たしていること。
- ②外部と接続できるパソコンおよびインターネット動作環境が整備され、インターネットを利用した健診事務（請求）を行うことができること。

#### 5. 募集期間

通年で申請書の受付が可能です。

※受付時期によっては例年4月に事業所あてに送付している年次案内（パンフレット）への掲載が間に合わない可能性についてご了承ください。

#### 6. 申請方法

詳細については下記までお問い合わせください。

以上

全国健康保険協会千葉支部  
保健グループ  
電話：043-332-2811